

令和4年12月
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会
定例会会議録

令和4年12月26日 開会

令和4年12月26日 閉会

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合

令和4年第4回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会12月定例会会議録

午後2時00分 開議

議事日程

第1. 議席の指定

第2. 会議録署名議員の指名

第3. 会期の決定

第4. 議長の選挙

第5. 副議長の選挙

第6. 議会運営委員の選任

第7. 議案第12号 令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護
保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第13号 令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業
特別会計補正予算(第1号)

議案第14号 監査委員の選任について

(提案理由説明 理事長)

(休憩) 全員協議会開催 議案等細部説明

議会運営委員会開催

(再開) 質疑

第8. 一般質問

第9. 討論・表決(議案第12号から議案第14号まで)

第10. 議会運営に関する調査について(委員長報告・質疑・表決)

本日の出席議員（8人）

1番	中村 裕一 君	2番	高野 早苗 君
3番	大辻 菊美 君	4番	家敷 誠貴 君
5番	野島 浩 君	6番	井田 義孝 君
7番	中瀬 淳哉 君	8番	加藤 好進 君
9番	石原 孝之 君		

説明のため出席した者

理事長	笹島 春人 君	副理事長	武隈 義一 君
会計管理者	島瀬 佳子 君	監査委員	八木 正則 君
事務局長	腰本 高輝 君	総務課長兼CATV事業課長	越 雄一 君
主幹・庶務・管理係長	吉野 秀樹 君	認定係長	籠瀬 亜希子 君
ケーブルテレビ係長	加藤 雄一 君	給付係長	水島 雅樹 君

職務のため出席した者

黒部市福祉課長	福澤 祐子 君	黒部市総務管理部企画情報課主幹	徳永 賢二 君
入善町保険福祉課課長代理	新谷 奈緒美 君	入善町企画財政課係長	井田 信也 君
朝日町健康課長	岩村 耕二 君	朝日町参事総務政策課長	谷口 保則 君

○事務局長（腰本 高輝君）開議に先立ち、申し上げます。本定例会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、高野 早苗議員が年長の議員でありますので、臨時議長となります。高野 早苗議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（高野 早苗君）それでは、臨時議長を務めさせていただきます。地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を務めさせていただきます 高野 早苗でございます。何卒、よろしくお願ひ申し上げます。本日、12 月定例会が招集されましたところ、ただ今の出席議員は「全員」であります。定足数に達しましたので、これより「令和 4 年第 4 回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会 12 月定例会」を開会いたします。

監査委員から例月出納検査の報告がありました。お手元に配付したとおりでありますので、説明は省略させていただきます。それでは、本日の議事に入ります。会議規則第 19 条の規定により作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

「議席の指定」

○臨時議長（高野 早苗君）日程第 1、「議席の指定」を行います。お諮りいたします。議席については、会議規則第 3 条の規定により、ただいまご着席の席を指定したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（高野 早苗君）ご異議なしと認め、ただいまのご着席の席といたします。日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第 89 条の規定により、「1 番 中村 裕一君」、「9 番 石原 孝之君」以上 2 名を指名いたします。

「会期の決定」

○臨時議長（高野 早苗君）日程第 3、「会期の決定」を行います。・お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 12 月 26 日の 1 日間とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（高野 早苗君）ご異議なしと認め、会期は「1 日間」と決定いたします。

「議長の選挙」

○臨時議長（高野 早苗君）選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（高野 早苗君）ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。さらに、お諮りいたします。臨時議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（高野 早苗君）ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。議長に「加藤 好進」君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、臨時議長において指名いたしました「加藤 好進」君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○臨時議長（高野 早苗君）ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました「加藤 好進」君が議長に当選されました。ただ今議長に当選されました「加藤 好進」君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。議長よりご挨拶があります。

○議長（加藤 好進君）一言ご挨拶を申し上げます。ただ今、議員各位のご推選によりまして、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会の議長に選任されました。身に余る光栄でありますと同時に、その責任の重さを痛感しております。この上は、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合行政の発展と当議会の円滑な運営に全力をいたす所存であります。どうか議員各位並びに理事長をはじめ、理事各位の皆様方より一層のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○臨時議長（高野 早苗君）以上をもちまして、議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

「副議長の選挙」

○議長（加藤 好進君）日程第5、「副議長の選挙」を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（加藤 好進君）ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。さらにお諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(加藤 好進君) よって、議長において指名することに決しました。副議長に「中村 裕一」君を指名いたします。お諮りいたします。ただ今、議長において指名いたしました「中村 裕一」君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(加藤 好進君) ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名いたしました「中村 裕一」君が副議長に当選されました。ただ今、副議長に当選されました「中村 裕一」君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。副議長よりご挨拶があります。

○副議長(中村 裕一君) ただ今、指名推選で副議長をやらせていただきます、黒部市議会の中村でございます。しっかりと副議長をやらせていただきますので、よろしく願いいたします。

「議会運営委員の選任」

○議長(加藤 好進君) 日程第6、「議会運営委員の選任」を行います。議会閉会中に、欠員となっております議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の規定により、議長において指名いたします。議会運営委員に「高野 早苗君」、「石原 孝之君」を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(加藤 好進君) ご異議なしと認めます。よって、ただ今、指名しました「高野 早苗君」、「石原 孝之君」を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

「議案第12号から議案第14号」

○議長(加藤 好進君) 「議案第12号」令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合・介護保険事業特別会計補正予算(第2号)から「議案第14号」監査委員の選任についてまでの議案3件、を一括議題といたします。

・理事長より、提案理由の説明を求めます。

(提案理由説明)

○理事長(笹島 春人君) 最初に一言、ご挨拶を申し上げます。このたび、朝日町議会及び黒部市議会より、6名の議員の方々が本組合議員に選出されました。介護保険事業においては、第8期事業計画の2年目。また、ケーブルテレビ事業においては、テレビとインターネットの光サービスに加え、10月より光電話サービスの受付も開始し、現在引き込み工事を順次進めている中、見識豊

かな議員の皆様をお迎えできたことは、大変心強く思っているところでございます。また、今ほどは、人格、見識ともに卓越された加藤好進議長、中村裕一副議長が、ご就任されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。当組合といたしましても、引き続き経験豊かな議員の皆様をお迎えできたことは、大変心強く感じているところでございます。議員各位におかれましては、それぞれの立場から活発なご意見を賜るとともに、格別なお力添えを賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。それでは、提案理由説明を述べさせていただきます。

今年も師走を迎え、気忙しい季節となりましたが、議員各位におかれましては、本日ここに、令和4年第4回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合12月定例会にご参集を賜り、本組合の重要諸案件をご審議いただきますことに対し、深く敬意を表するものであります。また、平素より、当組合の運営と発展にご尽力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、介護保険事業及びケーブルテレビ事業の取組みについて概要を申し上げます。

まずは、介護保険事業についてであります。本年10月1日現在の管内総人口は、74,477人で、前年同期と比べ1,199人、率にして1.58%の減少、うち65歳以上の第1号被保険者数は26,564人で、前年同期と比べ68人の減少となり、高齢化率は0.5ポイント高い35.7%となっております。

また、本年9月末の第2号を含む要支援及び要介護認定者数は5,152人となり、前年同期と比べ130人の増加、認定者の発生率は、19.4%となっております。第8期介護保険事業計画2年目における、施設の整備につきましては、地域密着型サービス事業者の再公募を行ったところ、応募がなく、公募外で2事業所から応募があったところであり、所要の審査を経て、指定の内示を行ったところであり、管内地域住民の介護福祉向上のためにも、引き続きサービス事業所の整備に向け、構成市町と共に注力して参りたいと考えております。

次に、ケーブルテレビ事業について申し上げます。本年9月末のケーブルテレビ加入世帯数は23,012世帯で、加入率は81.3%であります。昨年9月末と比べますと2世帯の増加となっております。加入の内訳は、エコノミーコースが17,750世帯・加入率62.7%、BSデジタルコースが1,560世帯・加入率5.5%、多チャンネルコースが3,645世帯・加入率12.9%、4Kサービスが57世帯・加入率0.2%となっております。エコノミー・多チャンネルコースの減少が続いておりますが、BSデジタルコースの増加により、加入世帯数は横ばいであり、

現在、光サービスの申込及び工事が順調に進捗しており、10月からは、電話サービスも開始したところであります。組合管内1市2町全域の住民の皆さんが、ご家庭で、さらには教育現場や職場等において、一刻も早く、快適にかつ様々な用途に活用することができる、より魅力的なケーブルテレビ事業となるよう、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、本日提出しております議案についてご説明申し上げます。

はじめに、議案第12号「令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。補正額は、予算総額に歳入歳出それぞれ3,944万9千円を追加し、補正後の予算総額を88億8,718万3千円とするものであります。

補正の内訳は、令和3年度の介護給付費分担金の精算に係る構成市町への返還金であり、補正に要します財源は、繰越金をもって充当するものであります。

議案第13号は、「令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算（第1号）」であります。補正額は、予算総額に歳入歳出それぞれ5,823千円を追加し、補正後の予算総額を16億7,462万4千円とするものであります。補正の内訳は、番組購入仲介手

数料等精算負担金のほか、電気料追加分の計上であり、補正に要します財源は、繰越金をもって充当するものであります。

次に、議案第 14 号「監査委員の選任について」であります。組合議員の改選により、新たな議会選出の監査委員を選任しようとするものであります。

以上、本日提出いたしました案件について、概要をご説明申し上げました。なお、詳細につきましては、全員協議会でご説明申し上げます。

何卒、慎重ご審議の上、適切なる決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（加藤 好進君）議案の細部説明を聞くため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 19 分 休憩

午後 2 時 39 分 再開

「再開」

○議長（加藤 好進君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。副委員長に「高野 早苗君」が選出されたことを報告します。

日程第 7 の議事を継続し、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（加藤 好進君）質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

「一般質問」

○議長（加藤 好進君）日程第 8、「一般質問」を行います。通告者は井田 義孝君 1 名であります。発言を許可いたします。6 番「井田 義孝君」

○6 番（井田 義孝君）当組合管内で利用されている、共通診断書について 5 つ質問をいたします。当組合の管内では、介護サービスの利用者に新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会が作成した共通診断書の提出が求められます。この診断書は、医療保険と介護保険が効かず最大で 1 万円もし、しかも、新川のみので書式ですので、主治医が新川以外の場合、発行してもらえず、主治医でもない新川の医療機関に発行してもらわなければならないという問題があります。また、1 年間有効でコピーを使用できるということですが、コピーが禁じられた場合、何枚も再発行してもらわなければならない、大変な負担となっています。組合はこのような状態であることを認識をしていましたか。また、平成 13 年厚生労働省事務連絡介護保険最新情報 V0 1 106 によれば、長期入所以外の診断書の発行を強要してはいけません。診断書の発行費用は利用者、事業所、それぞれで協議をして

決めること。診断書の提出がないことを理由にサービスの提供を拒んではならないこと。などが通達されています。しかし、管内では、入所、訪問系以外に通所系でも多くで、共通診断書の提出が求められ、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会に所属しているケアマネージャーからも新規の提出を促されるという事態になっています。このように厚生労働省事務連絡に反するような運用をしていたという認識はありますか。この共通診断書は、全部の事業所が使っているわけではありませんが、法律違反と言われかねない運用実態があります。組合はなぜこのような事態を是正できなかったと考えていますか。新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会によれば、この共通診断書は来年の3月で運用を終了するとのことですが、様々な問題がある共通診断書は、すぐに運用を辞めるべきではないでしょうか。また、4月以降の運用について、個別に診断書提出を求めるのであれば、国連絡に反することになります。4月以降の運用はどうあるべきであると考えているのか教えてください。

○議長（加藤 好進君）ただ今の井田義孝君の質問に対する答弁を求めます。

「総務課長 越 雄一君」

○総務課長（越 雄一君）井田議員の「共通診断書」についての1点目、「共通診断書の弊害、苦情認識」についてお答えいたします。共通診断書は、サービス利用者また利用者のご家族、医療機関、サービス事業所など、それぞれが負担を最小限にできる方式として「新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会」が平成20年度において検討を重ねられ、平成21年度より運用されてきたものと認識しております。共通診断書の運用開始以前は、同時期に複数のサービスを利用する場合、各サービス事業所から診断書の提出を求められ、医療機関への受診の負担や診断書発行に関する費用負担が大きかったと伺っております。この「新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会」につきましても、居宅介護支援事業の円滑な運営を行うため、資質とサービスの向上を図ることを目的としておられる団体でありまして、平成20年当時、この協議会員であった医師のご尽力のほか、下新川郡医師会の医師各位の協力もあり、共通診断書の運用が可能になったものと伺っております。共通診断書の導入後は、診断書様式にも記載があるとおり、診断書作成医師の同意があれば、1年以内に限り複写が可能とされ、同時期に複数サービスを利用されるサービス利用者にとりましては、導入前と比べ受診回数や費用の面で負担の軽減が図られていることがメリットとなっております。また、苦情につきましても、当組合に直接寄せられたものはございませんが、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会や介護支援専門員への聞き取りによれば、診断書における費用負担が大きいという声を時折いただいております。同協議会の中でも議論や検討が繰り返し行われていると伺っております。

次に、2点目の「厚生労働省事務連絡に反する運用との認識」についてお答えいたします。平成13年3月28日付で厚生労働省老健局振興課より各都道府県介護保険主管課あてに「運営基準等に係るQ&Aについて」と題した事務連絡が発出され、施設系サービス以外の居宅介護サービス事業所においては、「主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合は、事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能」としたうえで、「利用申込者が事業所の健康診断書提出の求めに応じない場合であっても、サービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる」との見解が記されており、診断書の提出を全く否定しているものではないものと認識しております。主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合の共通診断書の提出は、約13年にもわたり介護サービスを利用される方々の健康状態について、管内

のサービス事業所が把握するため、有効に活用されてきたものであります。また、繰り返しになりますが、当該事務連絡に「主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合は、居宅介護サービス事業所であっても、サービスの利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能」と明記されていますので、当組合としましては、居宅介護サービス事業所がサービス利用申込者に共通診断書の提出を求めることについては、当該事務連絡に反するものではないと認識しております。

次に3点目の「組合による事態の是正」についてお答えいたします。共通診断書を使用している地域は、県内でも当該組合管内のみであります。平成20年度当時、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の役員が中心となり検討を重ね、平成21年度から導入され、約13年にわたり、サービス利用者をはじめ、サービス事業所や医師の負担が緩和されるよう努めてこられたことが、利用の継続につながってきているものと推測しております。当組合としましては、2点目のご質問に対する答弁の内容からも、共通診断書の運用について現時点までの段階で、組合側からの是正の必要性は無いと考えております。なお、確認いたしましたところ、新川地域居宅支援事業者連絡協議会は、共通診断書の導入にあたっては、国の事務連絡の内容も十分踏まえておられたこと、以後、共通診断書の運用を継続する中でも、国の事務連絡の内容をサービス事業所に複数回にわたり通知されていたほか、同連絡協議会や介護支援相談員等が伺った苦情やご意見をもとに、共通診断書の項目の見直しや運用等について検討を重ねられながら、共通診断書を運用する団体としての責任のもと、適切な運用にご尽力されておられます。

次に、4点目の「共通診断書はすぐに運用をやめるべき」についてお答えいたします。先の答弁でも述べておりますが、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会は、関係者の意見をもとに、共通診断書の項目の見直しや運用等の検討を行い、関係者の負担の軽減や効率化に努めてこられましたが、ここ近年、約13年にわたる共通診断書を運用する中で、様々な意見が出てきたことから、令和2年度頃から、そのあり方について、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の中で議論を重ねてこられました。この過程では、管内居宅介護サービス事業所へのアンケートを実施され、共通診断書の利便性や必要性について伺った結果、「利便性」については「便利である」と回答した事業所が半数以上であるものの、「必要性」については、必ずしも「必要でない」と回答した事業所が半数以上でありました。これらの結果を踏まえ、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会で協議の結果、先ほど、議員が言われておりましたが、廃止を前提に協議を進めておられると伺っております。協議の中では、共通診断書を廃止するだけでなく、各サービス事業所における診断書提出の必要性のほか、既存の情報提供ツール・手段も含めた検討を行ったうえで、総合的な判断としてえ、今年度末をもって共通診断書を廃止する方向で、現在、医師会、在宅医療連絡協議会、医療機関、各サービス事業所等との調整を行っておられる段階であると伺っております。様々な方々のご尽力により制定に至った経緯があるこの共通診断書について、制定・運用を行ってこられた新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会が自らの責任のもと、各サービス事業所の意向等を把握し、廃止以後に混乱を招かないよう各方面の方々と調整を図っておられます。当組合としましては、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会の自主性を尊重し、お問い合わせや相談があった場合には、助言を行うなど対応を図ってまいりたいと考えております。

最後に、5点目の「4月以降の運用」についてお答えいたします。先ほども申し上げましたが、共通診断書が廃止となった場合の今後の対応を含め、現在、新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会が各方面の方々と調整を図っておられます。組合としましては、今まで以上に関係者と情報共有

を図りながら、平成13年3月28日付の国の事務連絡の内容が適切に運用されるべきと考えており、引き続き、状況を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（加藤 好進君）ただ今の答弁でよろしいですか。

○6番（井田 義孝君）新川地域居宅介護支援事業者連絡協議会が自主的に作った診断書ということで、これは難しいが、診断書と言うものは、さっきも質問の中で言いましたが、医療保険でも介護保険でもない。まったく任意のもの。お医者さんが2千円だと言えば2千円。5千円と言えば5千円。お寿司の値段みたいなものですので、自主的に作って、自主的にくださいと言って、自主的にお金を払っていると言ってしまうと、そうである。なんだけど、介護保険制度に詳しくない事業者の方が、これを貰ってきてください。この様式でないとダメなんです。と言われたら「あっ、そうですか」ともらってきますよね。いろいろと聞きたいこともありますけど、まず、この最大で書いてもらったら、1万円という値段は誰が決めたんですか。

議長（加藤 好進君）ただ今の再質問に対する答弁を求めます。

「総務課長 越 雄一君」

○総務課長（越 雄一君）金額につきましては、まず、1万円というのは、今、議員さんにご指摘いただきましたように、固定された金額ではございません。1万円というのは、複数の項目がある中で、この項目に対する診療に係る費用プラス文書料を積み上げたもので、1万円を超えるものもあれば、1万円を下回るものもあるというような構成になっています。

○議長（加藤 好進君）ただ今の答弁でよろしいですか。

「井田 義孝君」

○6番（井田 義孝君）さっき、私が言いましたが、厚生労働省事務連絡の2つ目、診断書を発行する費用については、利用者と事業所が協議をして決めなさいと。どのくらいにするのか協議しなさいと通達でなっているが、これだけ書いたから7千円、いっぱい書いてもらったら1万円ということ、これは協議をして決めているのですか。私はこれこそが、違反していると思っているが、どうですか。

議長（加藤 好進君）ただ今の再質問に対する答弁を求めます。

「総務課長 越 雄一君」

○総務課長（越 雄一君）この事務連絡の協議というのは、事業者と利用者との間の負担の協議のことを言っておられると認識している。たまたま、この地域につきましては、支援協というところがございますので、支援協の方の金額の目安となる金額というものは、共通の認識を図って示されているところがございます。ただ、その金額をもって各医療機関がその金額と同額のものでされるかどうかは、医療機関の金額の定めるところでございますので、必ずしも一致はしませんが、金額の定め方とすれば、そのような構造になっていると認識しております。

○議長（加藤 好進君）ただ今の答弁でよろしいですか。

「井田 義孝君」

○6番（井田 義孝君）先ほどから、厚生労働省事務連絡のことで、「診断書の提出を求めているか」とは書いていないとおっしゃられてますが、その前提があるわけである。長期入所じゃない、通所のサービスあるいは、ショートステイ、これに関しては、「長期じゃないので診断書の提出は必ずしも必要ではないが」という前提が付いていて、そのあとに、課長がおっしゃった「医師からの情報提供でも健康状態が確認できない場合には、診断書の提出を求めることができる」と書いてあるんです。「診断書を持ってこなければ使わせないよ」と言ったら違反であると言っているんです。実際に建前はそうでしたというふうに言わないでしょけど、新川管内でこの書式でなければならぬんです。あるいは医師に情報提供を求めたのかどうか。いや、これをもらってきてくれという実態があるわけです。私は、これまでのことを、誰が悪いと突つきまわすつもりはないんですけど、それがあから、いろいろな苦情が来て、情報が来て、これならもう辞めようじゃないかという話があったわけです。なぜ、3月まで調整する必要があるんだと。これから使うなら調整は必要だと思いますよ。だけど、使わないようにするのであれば、明日から使わないと言えば済む話ではないですか。不都合がないから、組合は是正する必要がありませんというのは、これはあまりにもびっくりした答弁で、組合の管内で、こういう法違反と言われかねないような運用がされているのに、組合は何もしないんですか。黙って見とるんですか。

議長（加藤 好進君）ただ今の再質問に対する答弁を求めます。

「総務課長 越 雄一君」

○総務課長（越 雄一君）診断書は、絶対に書かなければならないものでないことは認識しております。ただ、事業所によっては、健康状況だけでは、やはり不足しているというご意見のものもございます。具体的に言いますと、我々が伺っているのは、感染症の関係。感染症に関しましては、健康情報だけでは、得れない情報がある。いわゆる居宅系であっても、お風呂に入られたり、長期間ではないにしても、一定の空間で過ごされる場合、感染症を事業所としては、出さない。他の事業者への影響がないようにしたい。という形で情報を得たいというのが、複数の事業所から話を伺っています。そういう中で、診断書というものを求めたいということをお伺いしているところでございます。なお、そのような、議員さんが言われるように、健康情報で得られない情報は、診断書というものでカバーしていかなければならない場合もある。それがこの通知書の趣旨ではないかということをお理解しているところでございます。そういう中で、我々とすれば、この事務連絡に反するような行為があれば、当然組合とすれば、指導と言えども大袈裟であるが、状況を確認した上で、是正していただくことはあるかと思いますが、それは、事業所の個別の取り組みの中での是正や指導ということであると思いますので、この通知自体の全体を是正するというではないと認識しております。もちろん、組合といたしましては、各事業所で、そのような取り扱いが行われた、それはちょっとおかしいのではないかとすることがあれば、個別具体的に事情を説明いただきまして、是正等の対応が必要であれば、そのようなことも検討していきたいと思っております。

○議長（加藤 好進君）井田議員、質問の途中でございますが、一般質問は残り2分となりました。

簡潔でよろしく申し上げます。

○6番(井田 義孝君) 共通診断書というのは、全国的には京都府医師会が一番最初に始めたんですね。様々な質問が出てきて、先ほどの平成13年の事務連絡があって、京都府医師会に倣って、全国でも運用されていた共通診断書を、京都府医師会以外は使わないでくれと、京都府医師会が申し入れて、各自治体、保険者もこれに倣って、使用を辞めたんですね。なんで、新川だけはずっと13年も続けてきたのかと。しかも、支援協という全くの任意団体が主役になっているというのは、支援協は診断書の書式を決めたり、値段を決めたりする権限はないはずなんです。先ほどから言っています通達、今はケアマネージャーが医師に診療状況を確認した上で、ケアプランを立てたら50点、点数が入るという介護保険上の制度がある。是非、この通達を厳格に守って運用していただくよう、改めていただきたい。これを組合から支援協に申し上げていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長(加藤 好進君) 時間となりましたので質問を終了させていただきます。

討論・表決「議案第12号から議案第13号」

○議長(加藤 好進君) 日程第9、「議案第12号」令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、「議案第13号」令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。

はじめに討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(加藤 好進君) 討論なしと認めます。これを以て討論を終結いたします。

これより採決を行います。議題のうち、「議案第12号」令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、起立により採決をいたします。

本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第12号」は、原案のとおり可決されました。

次に、「議案第13号」令和4年度新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合CATV事業特別会計補正予算(第1号)について、「起立により」採決いたします。

(起立全員) 起立全員であります。よって、「議案第13号」は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第14号」監査委員の選任についてを議題とします。議事を進めるにあたり、地方自治法第117条の規定により3番 大辻 菊美 君の退室を求めます。

はじめに討論を行います。討論は、ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（加藤 好進君）討論なしと認めます。これを以て討論を終結いたします。

これより採決を行います。「議案第 14 号」監査委員の選任について、起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（起立全員）起立全員であります。よって、「議案第 14 号」は、原案のとおり可決されました。

3 番 大辻 菊美 君は入場してください。

「議会運営に関する調査について」

○議長（加藤 好進君）日程第 10、「議会運営に関する調査について」を議題といたします。

本件を付託した議会運営委員会の調査に結果について、委員長から報告を求めます。「議会運営委員長 野島 浩君」

○5 番（野島 浩君）本委員会に付託され、議会閉会中の継続審査に付されております「議会運営に関する調査について」その結果をご報告申し上げます。本委員会は、本日、定例会休憩中に開催し、副委員長の互選を行った結果、副委員長に高野 早苗君が選任されました。

その後、議会運営に関する事項について協議を行った結果、本委員会では、議会運営の効率化等について、引き続き調査する必要があると認め、議会閉会中も継続して調査すべきものと決定いたしました。

以上であります。

○議長（加藤 好進君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（加藤 好進君）質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は、「議会閉会中の継続審査」であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（加藤 好進君）ご異議なしと認め、本件は、「議会閉会中の継続審査」とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

これもちまして、令和 4 年第 4 回新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会 12 月定例会を閉会いたします。最後に、理事長からご挨拶があります。

○理事長（笹島 春人君）12 月定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、当局から提案いたしました議案につきまして、慎重ご審議の上、滞りなく議了され、ご承認いただきまして、心から感謝を申し上げます。また、議会中の中で、審議の過程におきまして賜りましたご意見につきましては、心して執行にあたってまいりたいと思います。

組合といたしましては、介護保険事業・ケーブルテレビ事業いずれも地域住民に大変密着していることから、構成市町や関係機関と連携を密にして、万全の運営に努めてまいりたいと存じております。今後も議員各位の格別のご支援ご協力をお願い申し上げます。

本日も含め、今年もあと1週間で切ったところでございます。それぞれの市町の議会終了後の、大変気ぜわしい時期での当定例会の開催にご協力いただきましたことを、改めて感謝申し上げます。

次の議会までは、わずか2ヶ月しかございませんが、皆様には、くれぐれも健康にご留意していただき、よい年をお迎えいただきますよう心からご祈念申し上げて、閉会のご挨拶といたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤 好進君） それでは皆様、お疲れ様でした。

午後3時10分 閉会

以上の会議の次第を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月26日

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合議会議長

署名議員

署名議員